

農業の現場における知的財産取扱指針（概要）

～技術・ノウハウを活かした経営に向けて～

平成19年8月15日

農林水産省知的財産戦略チーム

1 はじめに

この取扱指針の性格

- ・ 農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの取扱いの基本的な考え方をまとめたもの。今後、利用状況を踏まえ、改訂していく予定。
- ・ 「知的財産」をどのように取り扱うのかは、「知的財産」の所有者等が自身の農業経営の観点から決定するものであり、本指針はそのための参考とするもの。
- ・ 本指針は農業分野全体を念頭に作成。実際の適用に当たっては、農業の各生産分野、農業以外の林業、水産業等の特色を考慮して利用されることを期待。

2 技術取り扱いの現状はどうなっているのか？

農業の現場では、技術の多くが「知的財産」と認識されることなく、使用されてきたもの。

最近では、現場の技術を「知的財産」として取り扱い、特許権・実用新案権を取得して活用する動きも存在。

3 なぜ技術を「知的財産」として認識する必要があるのか？

農業をとりまく現状は、以下のように変化。

- ・ 経済のグローバル化やIT化の世界的な進展により、価値ある情報が海外に流出するおそれ。
- ・ 途上国の経済発展等により、農産物の品質など付加価値競争が激化。
- ・ 農業法人や農業への参入企業における技術の特許化・秘匿化により、知的財産を意識する生産者と意識しない生産者との間の意識ギャップが顕在化。
- ・ 農業者の高齢化により、地域で受け継がれてきた技術が廃れるおそれ。

このような変化に対応するためには、技術を適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用することが必要

4 技術を「知的財産」としてどのように活用するのか？

技術の知的財産としての活用とは。

- ・ 技術は「知的財産」として取り扱うことにより、「活用」と「保護」が容易に。
- ・ 活用する方法としては、「自ら技術を使い、生産し、収穫物を販売する」、

「技術を他者に使わせ、その使用料を徴収する」、「技術を使う権利そのものを販売する」のいずれか。

- ・ 農業者自身の経営戦略・販売戦略に照らし合わせて、どの方法をとるか考えることが必要。

技術を使用する範囲（開発者個人か、限られた地域・グループか）も考えておく必要。

5 技術を「知的財産」として保護・活用するためにどのような手段を用いるのか？

どのような手段があるのか。

権利化する：特許権又は実用新案権を取得する。

秘匿する：開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。

公開する：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。

以上はあくまで手段。例えば、権利化を選択する場合、権利化すること自体が目的ではなく、選択後の活用方策を戦略的に見通しておくことが必要。

どの手段を選択するかを決定するまでの間は、その技術の内容を他者に知られないようにしておくことが必要。

各手段を選択する際の着眼点は何か。

権利化する：その実施や許諾により利益を得る、消費者へのアピール、流通の容易化など、権利を取得する目的が明確な場合。

秘匿する：権利を取得しても実質的には保護できない、他者が同じ技術を開発するのが困難である場合。

公開する：秘匿する必要がない、他者の特許化を防止する場合。

いずれにしても、技術の「文書化」が必要。

6 各手段を選択した場合にどのようなことに留意すればよいのか？

権利化する場合の留意点

- ・ 海外での権利化も考えておく必要。
- ・ 権利侵害を予防するための工夫が必要。

特許出願の範囲に注意する、権利取得をセールスポイントとした販売戦略をとる、他の権利（商標権等）と複合的に活用する

- ・ 許諾契約の契約事項

秘匿する場合の留意点

- ・ 秘密保持のための措置
- ・ 先使用权による保護のための措置
- ・ 不正競争防止法による保護措置

7 相談・支援体制にはどんなものがあるか？

専門家（特許流通アドバイザーや弁理士）のアドバイスを得ることも重要。